

豊田市自治区施設の整備に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、地域集会施設その他の自治区施設（以下「自治区施設」という。）の整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、自治区施設の整備に係る費用を補助することにより、基礎的コミュニティとしての自治区活動の推進に資することを目的とする。

(施設の管理運営の基本理念)

第3条 この要綱による補助金を受けて整備された自治区施設は、自治区住民の共通の財産として、有効に活用され、かつ、適切に管理運営されなければならない。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、自治区施設を整備しようとする自治区とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域集会施設の新築、建替新築、増築、改修若しくは解体に係る事業又は既存建築物の取得事業（取得後に当該建築物を地域集会施設に改造する事業を含む。）
- (2) 地域集会施設のうち、各自治区に1か所設置する特定集会所（以下「特定集会所」という。）の新築又は建替新築に伴って必要となる当該特定集会所備品の整備事業
- (3) 自治区放送施設の新設、移設、増設又は修理等に係る事業

(補助金額等)

第6条 補助金の額及びその限度額は、次の表の補助対象事業費の欄の区分に応じ、当該補助額の欄に定める額とする。

補 助 対 象 事 業 費	補助金の額及び限度額
(1) 特定集会所の新築又は建替新築のための工事費	事業費に8/10を乗じた額以内の額で、別表第1に掲げる額を限度とする。 なお、2回目以降は、8/10を5/10に読み替えるものとする。
(2) 特定集会所を除く地域集会施設（以下「その他集会所」という。）の新築又は建替新築のための工事費	事業費又は別表第2に掲げる基準額のいずれか低い額に5/10を乗じた額以内の額で、1,800万円を限度とする。
(3) 地域集会施設の増築のための工事費又は既存建築物の取得費	事業費に5/10を乗じた額以内の額で、1,200万円を限度とする。
(4) 地域集会施設の改修のための工事費	事業費に5/10を乗じた額以内の額で、600万円を限度とする。
(5) 地域集会施設の解体のための工事費	事業費に5/10を乗じた額以内の額で、400万円を限度とする。
(6) 第2号、第3号及び第4号の補助事業のうち、バリアフリー化のための工事費	事業費に8/10を乗じた額以内の額で、600万円を限度とする。

(7) 第3号及び第4号の補助事業のうち、耐震補強のための工事費	事業費に8/10を乗じた額以内の額で、600万円を限度とする。
(8) 第4号の補助事業のうち、土砂災害特別警戒区域において行う建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる土砂災害対策改修工事費 ※土砂災害対策改修を行おうとする地域集会施設が、都市計画法、建築基準法その他法令に違反していないことを条件とする。	事業費に8/10を乗じた額以内の額で、600万円を限度とする。
(9) 太陽光発電システム及び定置型リチウムイオン蓄電池システムの設置費	事業費に8/10を乗じた額以内の額で、600万円を限度とする。 ただし、国及び県等の公的機関から補助金等の収入がある場合は、当該収入の金額と事業費の差額を補助金算定のための事業費とみなす。
(10) 第4号の補助事業のうち、PCB使用安定器の処理に伴う費用	事業費に8/10を乗じた額以内の額で、600万円を限度とする。
(11) 第1号の補助事業に伴う集会所備品整備費	事業費に8/10を乗じた額以内の額で、別表第1に掲げる額を限度とする。 なお、2回目以降は、8/10を5/10に読み替えるものとする。
(12) 自治区放送施設の新設のための設置費	事業費に5/10を乗じた額以内の額で、100万円を限度とする。
(13) 自治区放送施設の移設、増設及び修理等のための整備費	事業費に5/10を乗じた額以内の額で、50万円を限度とする。

- 2 第1項の表中、第8号の補助金の額の算定に当たっては、別に交付を受ける豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金の額を、当該第8号の補助金の額（限度額の適用がある場合は、適用後の額）から差し引くものとする。
- 3 第1項の表中、第2号及び第3号の増築のための工事費における第6号の適用については、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成17年規則第58号）」に規定する利用円滑化を構成するエレベーターと車いす使用者用駐車施設のみとし、補助金額は各号の補助限度額の範囲内で算定して合算できるものとする。
- 4 一つの地域集会所で、第1項の表中、第3号から第9号までのうち2以上の事業を同一年度内に実施する場合、補助金額は各号ごとの補助限度額の範囲内で算定して合算でき、合算後の補助金額は1,800万円を限度とする。
- 5 補助対象事業費の合計が6万円未満の場合は、補助の対象としない。
- 6 補助対象事業費の算定に当たっては、第1項の表中第1号から第9号までについては別表第3により、第11号については豊田市自治区活動備品整備事業補助金交付要綱第5条第2項の基準により、当該補助対象事業費に含まれる経費であるか否かを判断する。
- 7 第1項の表中第9号の適用については、一つの地域集会施設につき1回の

みとし、設置後の改修に当たっては第4号を適用する。

- 8 天災等により被災した自治区施設を原状復旧するための事業で、市長が認めたものについては、第1項の表中第4号及び第13号の補助率を10分の8と読み替えるものとする。

(端数処理)

第7条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前条第3項から第5項までについては、各号ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、合算をする前にこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金を受けようとする補助事業者は、補助事業実施前に次に掲げる申請書のうち該当するものを市長に提出しなければならない。

(1) 地域集会施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 自治区放送施設整備事業補助金交付申請書(様式第2号)

(申請等の特例)

第9条 補助事業者は次の各号に掲げる申請等については、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(1) 前条に規定する交付申請

(2) 第11条第1項に規定する変更等承認申請

(3) 第13条に規定する実績報告

(4) 第14条に規定する概算払申請

- 2 前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

(交付の決定)

第10条 市長は、第8条又は前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、次に掲げる交付決定通知書のうち該当するものにより、補助事業者に通知しなければならない。

(1) 地域集会施設整備事業補助金交付決定通知書(様式第3号)

(2) 自治区放送施設整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号)

- 3 前項に規定する通知は、地域集会施設整備事業補助金交付申請書又は自治区放送施設整備事業補助金交付申請書の提出があった日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

(計画の変更)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更(廃止を含む。)をする場合は、直ちに次に掲げる申請書のうち該当するものを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 地域集会施設整備事業計画変更等承認申請書(様式第5号)

(2) 自治区放送施設整備事業計画変更等承認申請書(様式第6号)

- 2 市長は、前項の地域集会施設整備事業計画変更等承認申請書又は自治区放送施設整備事業計画変更等承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第12条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の決定を変更したときは、次に掲げる変更等決定通知書のうち該当するものにより、補助事業者

に通知しなければならない。

- (1) 地域集会施設整備事業補助金変更等決定通知書（様式第7号）
- (2) 自治区放送施設整備事業補助金変更等決定通知書（様式第8号）

2 第10条第3項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同項中「地域集会施設整備事業補助金交付申請書又は自治区放送施設整備事業補助金交付申請書」とあるのは「地域集会施設整備事業計画変更等承認申請書又は自治区放送施設整備事業計画変更等承認申請書」と読み替えるものとする。（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次に掲げる実績報告書のうち該当するものにより、市長に報告しなければならない。ただし、第6条第1項の表中、第6号の工事における実績報告書の提出期限は、完了の日から起算して40日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い期日までとする。

- (1) 地域集会施設整備事業補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 自治区放送施設整備事業補助金実績報告書（様式第10号）

（概算払）

第14条 第6条第1項の表の第1号から第9号及び第11号から第13号の補助対象事業費に係る事業を行う補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、次に掲げる概算払申請書のうち該当するものを市長に提出しなければならない。

- (1) 地域集会施設整備事業補助金概算払申請書（様式第11号）
- (2) 自治区放送施設整備事業補助金概算払申請書（様式第12号）

2 市長は、前項に規定する概算払の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（額の確定及び交付）

第15条 市長は、第13条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、次に掲げる補助金確定通知書のうち該当するものにより補助事業者等に通知した後に、請求に基づき当該額を交付するものとする。この場合において、前条の規定による概算払を行っているときは、確定した補助金の額から当該概算払に係る金額を差し引いて交付するものとする。

- (1) 地域集会施設整備事業補助金確定通知書（様式第13号）
- (2) 自治区放送施設整備事業補助金確定通知書（様式第14号）

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (2) 補助事業を廃止したとき
- (3) 補助事業に関する申請、報告等について不正な行為があったとき

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

沿革	昭和 5 3 年 4 月 1 日施行
	令和 3 年 1 月 1 日改正施行
	令和 3 年 9 月 1 日改正施行
	令和 4 年 4 月 1 日改正施行
	令和 4 年 1 0 月 1 日改正施行
	令和 5 年 4 月 1 日改正施行
	令和 6 年 8 月 1 日改正施行
	令和 7 年 4 月 1 日改正施行

別表第 1（第 6 条関係）

特定集会所の新築又は建替新築に係る補助基準

項目	基準額等														
補助金の額	基準建設費×0.8 + 基準備品費×0.8														
建設補助額 = 基準建設費×0.8	基準建設費…延床面積及び世帯数に応じて計算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>延床面積</th><th>基準建設費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡以下</td><td>30万円×延床面積</td></tr> <tr> <td>100㎡超</td><td>3,000万円 + 世帯加算面積（※）×24万円</td></tr> </tbody> </table> ※世帯加算面積（上限300㎡、小数点以下切捨て） <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯数</th><th>世帯加算数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500世帯まで</td><td>0.2㎡×世帯数</td></tr> <tr> <td>501世帯から 1,000世帯まで</td><td>100㎡ + 0.1㎡×（世帯数－500）</td></tr> <tr> <td>1,000世帯超</td><td>100㎡ + 50㎡ + 0.05㎡×（世帯数－1,000）</td></tr> </tbody> </table> ※実際の建設費が上記基準建設費に満たないときは、実際の建設費×0.8を建設補助額とする。	延床面積	基準建設費	100㎡以下	30万円×延床面積	100㎡超	3,000万円 + 世帯加算面積（※）×24万円	世帯数	世帯加算数	500世帯まで	0.2㎡×世帯数	501世帯から 1,000世帯まで	100㎡ + 0.1㎡×（世帯数－500）	1,000世帯超	100㎡ + 50㎡ + 0.05㎡×（世帯数－1,000）
延床面積	基準建設費														
100㎡以下	30万円×延床面積														
100㎡超	3,000万円 + 世帯加算面積（※）×24万円														
世帯数	世帯加算数														
500世帯まで	0.2㎡×世帯数														
501世帯から 1,000世帯まで	100㎡ + 0.1㎡×（世帯数－500）														
1,000世帯超	100㎡ + 50㎡ + 0.05㎡×（世帯数－1,000）														
備品補助額 = 基準備品費×0.8	基準備品費 = 基準建設費×0.15 ※実際の備品費が上記の基準備品費に満たないときは、実際の備品費×0.8を備品補助額とする。														
補助限度額	9,384万円 （建設補助額8,160万円 + 備品補助額1,224万円）														
・集会所の建設に当たり、国、県、市又は公社公団等の公的機関から建物補償金等の収入（以下「特別収入金」という。）がある場合は、当該特別収入金と建設事業費の差額を実際の建設費とみなす。 ・建設費と備品費は別管理とする。															

※備考 世帯数は、前年度の3月1日の自治区加入世帯数を基準とする。

別表第 2（第 6 条関係）

その他集会所の新築又は建替新築に係る補助基準

事業種別	基準額
延床面積が100㎡以下の場合	30万円×延床面積
延床面積が100㎡超の場合	3,000万円 + 24万円×（延床面積－100㎡）

※実際の事業費と当該基準額のいずれか少ない額を補助対象事業費とする。

別表第 3（第 6 条関係）

第 6 条第 6 項の補助対象経費及び対象外経費区分表

区分	対象経費	対象外経費
本体 工事	(1)既存集会所の撤去費及び仮設工事 (2)本体工事（基礎、軸組、床組及び壁体並びに別棟を含む倉庫等） (3)仕上げ関係工事（天井、建具造作、内外装、諸仕上げ等） (4)雑工事（畳、防災カーペットの敷設工事等） (5)シロアリ駆除及び塗装工事 (6)諸経費（設計、監理費、役務費及び消耗品費） (7)よう壁工事費（第 6 条第 1 項の表中第 8 号に該当する場合に限る。）	・ 整地費 ・ よう壁工事費（第 6 条第 1 項の表中第 8 号に該当する場合を除く。） ・ 外構工事費（駐車場の整備、植樹、フェンス等。ただし、太陽光発電システム設置に伴う基礎工事を除く） ・ 地鎮祭等の祭礼費 ・ 別棟倉庫の内外装改修費
附帯 工事	(1)電気工事（配線、配電盤、分電盤、照明器具、非常灯、防犯器具及び避雷針設備工事一式） (2)館内放送設備工事（移動式でない放送設備） (3)給排水衛生工事（配管、便器及び浄化槽設置並びに下水道接続工事） (4)ガス工事（配管及び諸コック） (5)防火、消火工事（火災報知器感知器、警報器及び消火栓） (6)防災物品の設置（防災タイプのカーテン、レースカーテン、ブラインド等） (7)冷暖房設備工事（エアコン設置等） (8)換気扇工事、工事を伴う厨房機器の設備工事等 (9)その他市長が認めたもの	・ 水道及び下水道の加入負担金 ・ 特定集会所の新築・建替新築を除く地域集会施設の整備に伴う備品 ・ エアコンのリサイクル処分費 ・ 浄化槽工事のくみ取り費 ・ 移転（引越し）費
バリア フリー	(1)愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 58 号）」に基づく整備 (2)整備に附帯して必要となる改修 ※ その他集会所の新築・建替新築・増築の場合は、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 58 号）」に規定する利用円滑化を構成するエレベーターと車いす利用者用駐車施設整備のみ対象	・ 特定集会所の新築・建替新築時のバリアフリー整備 ・ 車いす利用者用駐車場及び車いす利用者等が自治区施設へ入退場するスロープ設置工事以外の外構工事

区分	対象経費	対象外経費
太陽光蓄電池	(1)太陽光発電システムの設置 (2)定置型リチウムイオン蓄電池システムの設置 (3)設置に附帯して必要となる地域集会施設の改修及び太陽光発電システム設置に伴う基礎工事	・太陽光発電のみ又は定置型リチウムイオン蓄電池のみの整備(どちらか一方の既存施設がある場合を除く) ・5 kWh未満の定置型リチウムイオン蓄電池システム

注) 第6条第1項の表中第7号に係る経費は、表中の本体工事及び附帯工事において対象となる経費のうち、耐震補強工事に関する費用とする。

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い／ ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 地域集会施設整備事業補助金交付申請書

年度において地域集会施設整備事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 , 0 0 0 円

2 補助事業の目的

.....

.....

.....

3 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備 考
市 補 助 金	, 0 0 0	※新築・建替新築は条件あり
自治区負担金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	金 額 (円・税込)	備 考
本体工事		※附帯工事を含む
バリアフリー		
耐震補強		
土砂災害対策改修		
太陽光発電・蓄電池		
P C B 処理		
備品整備		※特定集会所新築の場合のみ
そ の 他		
合 計		

4 事業計画書

集会所の名称			
集会所の所在地	豊田市	町	番地
集会所の種別	☐ 特定集会所 ☐ その他集会所		
敷地の所有者	☐ 自治区 ☐ 豊田市 ☐ その他 ()		
事業の実施期間	年 月 ~ 年 月		
補助の種類	☐ 本体工事 (☐ 新築又は建替新築 ☐ 増築 ☐ 改修 ☐ 解体) ☐ バリアフリー ☐ 土砂災害対策改修 ☐ 耐震補強 ☐ 太陽光・蓄電池 ☐ P C B 処理 ☐ 備品整備 (特定集会所の新築・建替新築時のみ)		
施設の概要 (新築又は増築 のとき)	① 敷地の面積		m ²
	② 工事前の延床面積		m ²
	③ 解体する延床面積		m ²
	④ 新築(増築)建物の延床面積		m ²
	⑤ ④のうち補助対象となる延床面積(新築時)		m ²
	⑥ 完成後の延床面積(②-③+④)		m ²
	⑦ 構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨 ☐ 鉄筋コン ☐ その他 () ☐ 平屋 ☐ 2階建て ☐ 3階建て ☐ その他 ()	
改修の場合、内容及び改修の理由を具体的に記入してください。			

注意 1 ☐ のところは、該当するものにレ印を付してください。

注意 2 この申請書には、工事区分に応じて、以下の書類を添付してください。
（見積書は消費税を含んだものとしてください。）

工 事 区 分	必 要 な 添 付 書 類
新築・建替新築	①工事前の写真
	②本体工事の見積書の写し 本体工事の補助金額が、1,000万円未満の場合は2者 1,000万円以上の場合は3者
	③備品の見積書の写し（特定集会施設のみ） 同一業者の見積金額が、100万円未満の場合は1者 100万円以上の場合は2者
	④自治区規約
	⑤集会所管理規程
	⑥集会所利用計画（自治区の会合、活動等による利用が、2分の1以上であること。）
	⑦集会所建設負担金規程（地元負担金を集める場合）
	⑧建築確認通知書の写し
	⑨人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）に基づく「特定施設の整備計画について（通知）」の写し（適合を証明できるもの）
	⑩役員会、総会等の会議録（事業に係る部分が含まれるもの）
	⑪集会所の位置図、平面図及び立面図
	⑫土地賃貸借契約書（借地の場合）の写し
	⑬土地売買契約書及び移転補償契約書の写し （公共団体等に土地等を売却した場合）
増築	①工事前の写真
	②本体工事の見積書の写し 本体工事の補助金額が、1,000万円未満の場合は2者 1,000万円以上の場合は3者
	③集会所建設負担金規程（地元負担金を集める場合）
	④建築確認通知書の写し
	⑤人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく「特定施設の整備計画について（通知）」の写し（増築箇所の適合を証明できるもの）
	⑥役員会、総会等の会議録（事業に係る部分が含まれるもの）
	⑦集会所の位置図、平面図及び立面図
	⑧土地賃貸借契約書（借地の場合）の写し
	⑨土地売買契約書及び移転補償契約書の写し （公共団体等に土地等を売却した場合）
・改修工事 ・バリアフリー 工事 ・解体工事	①工事前の写真
	②集会所の間取図（改修部分を示すこと。）
	③見積書の写し 同一業者の見積金額が、100万円未満の場合は1者 100万円以上の場合は2者
	④解体工事の場合で認可地縁団体の場合は総会の会議録（事業に係る部分が含まれるもの）

工 事 区 分	必 要 な 添 付 書 類
耐震補強工事	①工事前の写真
	②集会所の間取図（改修部分を示すこと。）
	③見積書の写し 同一業者の見積金額が、 1 0 0 万円未満の場合は 1 者 1 0 0 万円以上の場合は 2 者
	④耐震診断結果の写し及び耐震補強設計書の写し
土砂災害対策 改修工事	①工事前の写真
	②豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱に掲げる次の書類（土砂災害特別警戒区域における土砂災害対策改修工事のみ。なお、別に申請した豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金の申請書に添付した書類の写しとする。）
	(1) 地域集会施設に係る登記事項証明書その他所有者が確認できるもの
	(2) 本市市税の滞納がないことを証する書類（認可地縁団体の認可を受けた自治区に限る。）
	(3) 地域集会施設の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第 8 0 条の 3 の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真
	(4) 地域集会施設が建築された時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
	(5) 土砂災害対策改修の計画が建築基準法施行令第 8 0 条の 3 の規定に適合することを、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 2 項の規定による 1 級建築士又は同条第 3 項による 2 級建築士であって当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が、証した書類（次号の書類を添付する場合は、省略することができる。）
	(6) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の規定による確認済証（確認の申請が必要な場合に限る。）
	(7) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修と併せて、その他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとする。）
	(8) 建築士の免許証（土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第 5 号の規定による建築士のもの）の写し
	(9) その他市長が必要と認める書類
	③豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金の交付決定通知書の写し
PCB 使用 安定器処理	「照明器具の取替工事・保管」の場合
	①工事前の写真
	②集会所の間取図（取替箇所を示すこと。）
	③見積書の写し 同一業者の見積金額が、 1 0 0 万円未満の場合は 1 者 1 0 0 万円以上の場合は 2 者
	「収集運搬・処分」の場合
	① JESCO から通知される処理費用軽減制度の審査結果通知書の写し
	② JESCO 及び収集運搬業者との処理委託契約書の写し

工 事 区 分	必 要 な 添 付 書 類
太 陽 光 発 電 シ ス テ ム ・ 定 置 型 リ チ ウ ム イ オ ン 蓄 電 池 シ ス テ ム	① 工 事 前 の 写 真
	② 設 置 場 所 の 位 置 図
	③ 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル の メ ー カ ー ・ 型 式 及 び 公 称 最 大 出 力 並 び に パ ワ ー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー の 定 格 出 力 が 確 認 で き る 書 類 の 写 し
	④ 定 置 型 リ チ ウ ム イ オ ン 蓄 電 池 シ ス テ ム の メ ー カ ー ・ 型 式 、 蓄 電 容 量 が 確 認 で き る 書 類 の 写 し
	⑤ 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル の 配 置 計 画 図 及 び 定 置 型 リ チ ウ ム イ オ ン 蓄 電 池 シ ス テ ム の 設 置 場 所 が 分 か る 書 類
	⑥ 見 積 書 の 写 し 同 一 業 者 の 見 積 金 額 が 、 １ ０ ０ 万 円 未 満 は １ 者 １ ０ ０ 万 円 以 上 は ２ 者
	⑦ 土 地 賃 貸 借 契 約 書 （ 借 地 の 場 合 ） の 写 し

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い／ ）

（申請者）所在地 _____
自治区名 _____
自治区長名 _____

年度 自治区放送施設整備事業補助金交付申請書

年度において自治区放送施設整備事業を実施したいので、豊田市補助金等
交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請書 金 _____, 0 0 0 円

2 補助事業の目的

.....
.....
.....

添付書類

- （ 1 ） 整備に係る見積書の写し
（見積金額が 1 0 0 万円以上（消費税含む）の場合は 2 者以上）
- （ 2 ） 工事前の写真（配線は除く）
- （ 3 ） 設置か所見取図
（放送送信設備（放送卓等）の修理及び取替のみの場合を除く）
- （ 4 ） 戸別受信機購入（予定含む）世帯数一覧表
（簡易無線機型放送施設を設置する場合のみ）

3 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備 考
市 補 助 金	, 0 0 0	
自治区負担金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部

内 訳	金 額 (円・税込)	備 考
合 計		

4 事業計画書

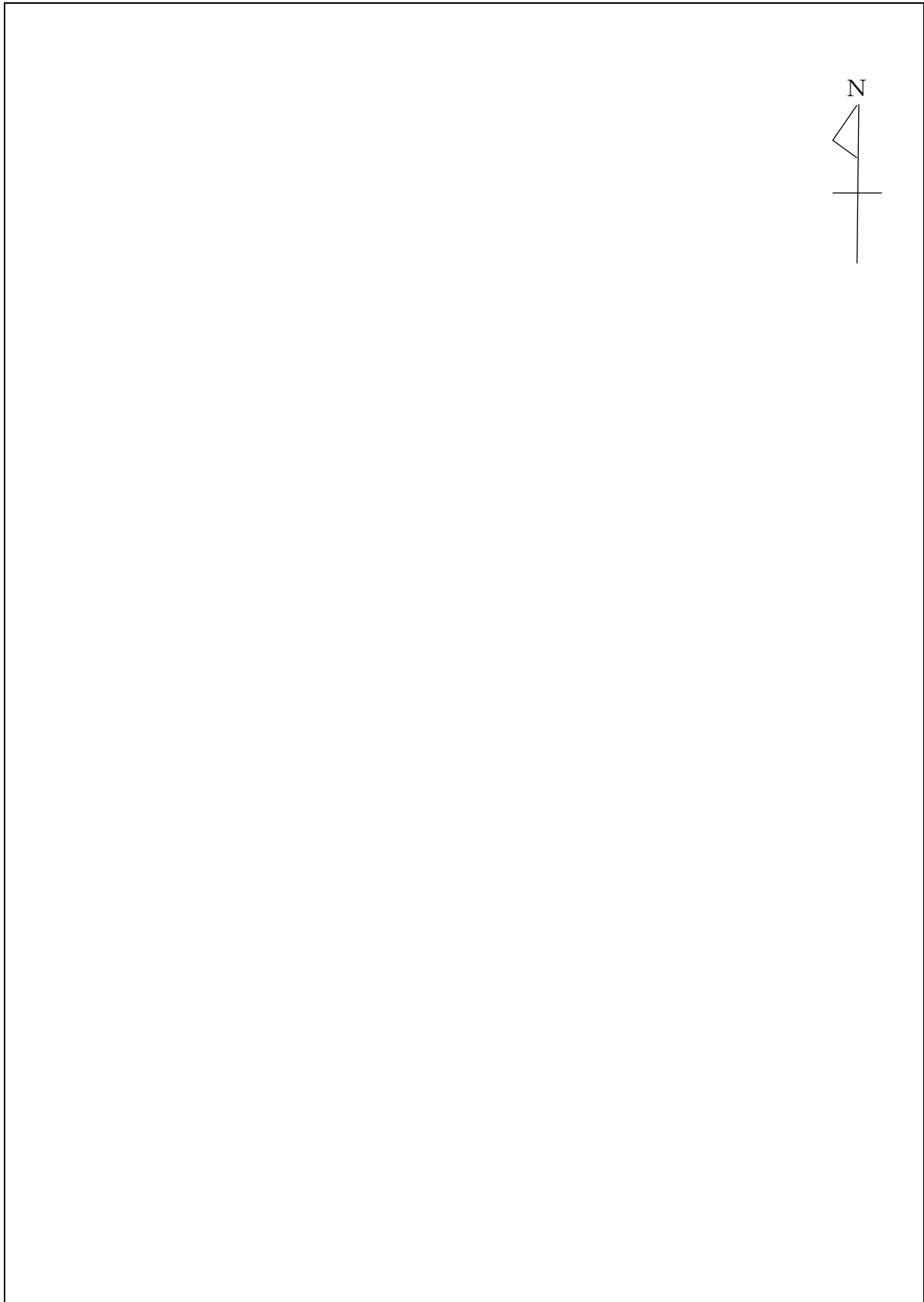
(1) 事業場所 豊田市 _____ 地内

(2) 事業内容 (該当するものに、レ印を付してください。)

新設	移設	増設	修理等	事 業 内 容
☐				放送施設の工事一式
☐	☐	☐	☐	放送送信設備 (放送卓、送信用アンテナ、非常用電源装置等)
☐	☐	☐	☐	スピーカー
☐	☐	☐	☐	配線
☐	☐	☐	☐	その他 ()

(次ページに続く)

(3) 設置場所見取図



- 見取図記入上の注意
- 1 申請する放送送信設備、スピーカーの設置場所及び配線ルート等が分かるように記入してください。
 - 2 放送送信設備（放送卓等）の修理及び取替のみの場合は見取図の提出は不要です。

戸別受信機購入（予定含む）世帯数一覧表

豊田市長様

自治区名

自治区長名

年 月 日現在、本自治区内で戸別受信機を購入（予定含む）する世帯数は、次のとおりです。

組番号・名称	購入（予定含む）世帯数	全世帯数
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
	世帯	世帯
自治区総計	合計 世帯（A）	合計 世帯（B）
	購入世帯率（（A／B）×100） ＝ %	

自治区名

自治区長名

様

年度 地域集会施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度地域集会施設整備事業補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

豊田市長



記

補助金の額 金 , 000円

- 注意 1 決定の内容につきましては、添付の査定書を参照してください。
- 2 補助事業の計画を変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
- 3 この補助金は、地域集会施設の整備に対するものであり、用途等が不適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 4 補助金の支払いについては、2回以内の概算払によることができます。

査定書（地域集会施設整備事業補助金）

工事名：

業者名：

1 事業費の内訳

区 分	事業費 (円・税込)	補助対象外 事業費 (円・税込)	補助対象 事業費 (円・税込)
本体工事			
バリアフリー			
耐震補強			
土砂災害対策改修			
太陽光発電・蓄電池			
P C B 処理			
備品整備			
そ の 他			
合 計			

2 補助対象外事業費の内訳

3 補助金額の算出

		本体等（円）	備 品（円）
対象事業費×補助率（千円未満切捨て）（A）			
補助限度額（B）			
新築・建替新	基準額(※)×補助率（千円未満切捨て）（C）		
	特別収入額（移転補償費等がある場合）（D）		
	（対象事業費－特別収入額）×補助率（千円未満切捨て）（E）		
補助金額〔A,B,C,Eのうち最も低い額〕（F）			
土砂災害	豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付額（G）		
	補助金額（F）－（G）		

※特定集会所の新築・建替新築の際は、「基準額」を「基準建設費」又は「基準備品費」と読み替えて算出

自治区名

自治区長名

様

年度 自治区放送施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治区放送施設整備事業補助金について、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

豊田市長



記

補助金の額 金 , 0 0 0 円

- 注意 1 決定の内容につきましては、添付の査定書を参照してください。
- 2 補助事業の計画を変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
- 3 この補助金は、自治区放送施設の整備に対するものであり、用途等が不適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

査定書（自治区放送施設整備事業補助金）

工事名：

業者名：

1 事業費の内訳

内 訳	事業費 (円・税込)	補助対象外 事業費 (円・税込)	補助対象 事業費 (円・税込)
合 計			

2 補助対象外事業費の内訳

.....

.....

.....

3 補助金額の算出

補助対象事業費 × 5 / 10 (天災等の場合は補助率 8 / 1 0) (千円未満切捨て)	円
補 助 限 度 額	円
補 助 額	円

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い： ）

（申請者）所 在 地

自治区名

自治区長名

年度 地域集会施設整備事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた地域集会施設整備事業について、下記のとおり計画を□変更（□廃止）したいので、豊田市補助金等交付規則第 8 条の規定により承認されたく、申請します。

記

1 補助金交付申請額

（変更等前）	金	, 0 0 0 円
（変更等後）	金	, 0 0 0 円

2 変更等の理由

.....

.....

.....

- 注意 1 □のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 2 新たに整備するものがある場合は、当該設備に係る業者の見積書の写しを添付してください。
- 3 交付申請書に添付した書類（図面等）が変更になる場合は、変更後の書類を添付してください。
- 4 土砂災害対策改修の場合、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業の変更承認申請書の添付書類及び変更承認通知書の写しを添付してください。

3 変更収支予算書

(1) 収入の部

区 分	変更前① (円)	変更後② (円)	増減② - ① (円)
市 補 助 金	, 0 0 0	, 0 0 0	, 0 0 0
自治区負担金			
その他収入			
合 計			

(2) 支出の部

区 分	変更前① (円・税込)	変更後② (円・税込)	増減② - ① (円・税込)
本体工事			
バリアフリー			
耐震補強			
土砂災害対策改修			
太陽光発電・蓄電池			
P C B 処理			
備品整備			
その他			
合 計			

4 事業変更計画書（変更した項目のみ、記入してください。）

集会所の名称			
集会所の所在地	豊田市	町	番地
集会所の種別	☐ 特定集会所 ☐ その他集会所		
敷地所有者	☐ 自治区 ☐ 豊田市 ☐ その他 ()		
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
補助の種類	☐ 本体工事 (☐ 新築又は建替新築 ☐ 増築 ☐ 改修 ☐ 解体) ☐ バリアフリー ☐ 土砂災害対策改修 ☐ 耐震補強 ☐ 太陽光・蓄電池 ☐ P C B 処理 ☐ 備品整備 (特定集会所の新築・建替新築時のみ)		
施設の概要 (新設又は7 増築の場合)	① 敷地面積		m ²
	② 工事前の延床面積		m ²
	③ 解体する延床面積		m ²
	④ 新築 (増築) 建物の延床面積		m ²
	⑤ ④のうち補助対象となる延床面積		m ²
	⑥ 完成後の延床面積 (② - ③ + ④)		m ²
	⑦ 構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨 ☐ 鉄筋 ☐ その他 () ☐ 平屋 ☐ 2 階建て ☐ 3 階建て ☐ その他 ()	
改修内容 (改修の場合)			

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所 在 地

自 治 区 名

自治区長名

年度 自治区放送施設整備事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた自治区放送施設整備事業について、下記のとおり計画を□変更（□廃止）したので、豊田市補助金等交付規則第 8 条の規定により承認されたく、申請します。

記

1 補助金交付申請額

（変更等前）	金	, 0 0 0 円
（変更等後）	金	, 0 0 0 円

2 変更等の理由

.....

.....

.....

- 注意 1 □のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 2 新たに整備するものがある場合は、当該整備に係る業者の見積書の写しを添付してください。
- 3 交付申請書に添付した書類（図面等）が変更になる場合は、変更後の書類を添付してください。

3 変更収支予算書

(1) 収入の部

区 分	変更前 (円) ①	変更後 (円) ②	増減 (円) ② - ①
市 補 助 金	, 0 0 0	, 0 0 0	, 0 0 0
自治区負担金			
合 計			

(2) 支出の部

内 訳	変更前① (円・税込)	変更後② (円・税込)	増減② - ① (円・税込)
合 計			

4 変更事業計画書 (変更した項目のみ、記入してください。)

(1) 事業場所 _____ 地内

(2) 事業内容 (該当するものに、レ印を付してください。)

新設	移設	増設	修理等	事 業 内 容
☐	☐	☐	☐	放送施設の工事一式
☐	☐	☐	☐	放送送信設備 (放送卓、送信用アンテナ、非常用電源装置等)
☐	☐	☐	☐	スピーカー
☐	☐	☐	☐	配線
☐	☐	☐	☐	その他 ()

自 治 区 名
自治区長名 様

年度 地域集会施設整備事業補助金変更等決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した地域集会施設整備事業補助金の□交付決定（□変更決定）について、豊田市補助金等交付規則第 9 条の規定により、下記のとおり変更します。

年 月 日

豊田市長 印

記

1 変更決定額 金 , 0 0 0 円

2 変更等の内容

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象事業費	円	円
補 助 金 額	円	円

- 注意 1 決定の内容につきましては、添付の変更査定書を参照してください。
- 2 補助事業の計画を再度変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
- 3 この補助金は、地域集会施設の整備に対するものであり、使途等が不適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

変更査定書（地域集会施設整備事業補助金）

工事名：

業者名：

1 事業費の内訳

区 分	事業費 (円・税込)	補助対象外 事業費 (円・税込)	補助対象 事業費 (円・税込)
本体工事			
バリアフリー			
耐震補強			
土砂災害対策改修			
太陽光発電・蓄電池			
P C B 処理			
備品整備			
そ の 他			
合 計			

2 補助対象外事業費の内訳

3 補助金額の算出

		本体等（円）	備 品（円）
対象事業費×補助率（千円未満切捨て）（A）			
補助限度額（B）			
新築・建替新	基準額(※)×補助率（千円未満切捨て）（C）		
	特別収入額（移転補償費等がある場合）（D）		
	（対象事業費－特別収入額）×補助率（千円未満切捨て）（E）		
補助金額〔A,B,C,Eのうち最も低い額〕（F）			
土砂災害	豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付額（G）		
	補助金額（F）－（G）		

※特定集会所の新築・建替新築の際は、「基準額」を「基準建設費」又は「基準備品費」と読み替えて算出

自 治 区 名
自 治 区 長 名 様

年度 自治区放送施設整備事業補助金変更等決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した自治区放送施設整備事業補助金の□交付決定（□変更決定）について、豊田市補助金等交付規則第 9 条の規定により、下記のとおり変更します。

年 月 日

豊田市長 印

記

1 変更決定額 金 , 0 0 0 円

2 変更等の内容

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象事業費	円	円
補 助 金 額	円	円

- 注意 1 決定の内容につきましては、添付の変更査定書を参照してください。
- 2 補助事業の計画を再度変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
- 3 この補助金は、自治区放送施設の整備に対するものであり、用途等が不適當であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

変更査定書（自治区放送施設整備事業補助金）

工事名： _____

業者名： _____

1 事業費の内訳

内 訳	事業費 (円・税込)	補助対象外 事業費 (円・税込)	補助対象 事業費 (円・税込)
合 計			

2 補助対象外事業費の内訳

.....

.....

.....

3 補助金額の算出

補助対象事業費 × 5／10 (天災等の場合は補助率 8 ／ 1 0) (千円未満切捨て)	円
補 助 限 度 額	円
補 助 額	円

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い： ）

（報告者）所在地 _____
自治区名 _____
自治区長名 _____

年度 地域集会施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた地域集会施設整備事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の効果

.....
.....
.....

2 収支決算書

（1）収入の部

区 分	金 額（円）	備 考
市 補 助 金	, 0 0 0	
自治区負担金		
その他収入		
合 計		

（2）支出の部

区 分	金 額（円・税込）	備 考
本体工事		※ 附帯工事を含む
バリアフリー		
耐震補強		
土砂災害対策改修		
太陽光発電・蓄電池		
P C B 処理		
備品整備		※ 特定集会所新築の場合のみ
そ の 他		
合 計		

3 事業実績

集会所の名称			
集会所の所在地	豊田市	町	番地
集会所の種別	☐ 特定集会所 ☐ その他集会所		
敷地所有者	☐ 自治区 ☐ 豊田市 ☐ その他 ()		
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
補助の種類	☐ 本体工事 (☐ 新築又は建替新築 ☐ 増築 ☐ 改修 ☐ 解体) ☐ バリアフリー ☐ 土砂災害対策改修 ☐ 耐震補強 ☐ 太陽光・蓄電池 ☐ P C B 処理 ☐ 備品整備 (特定集会所の新築・建替新築時のみ)		
施設の概要 (新設又は 増築の場合)	① 敷地面積		m ²
	② 工事前の延床面積		m ²
	③ 解体する延床面積		m ²
	④ 新築 (増築) 建物の延床面積		m ²
	⑤ ④のうち補助対象となる延床面積		m ²
	⑥ 完成後の延床面積 (②－③＋④)		m ²
	⑦ 構造	☐ 木造 ☐ 鉄骨 ☐ 鉄筋 ☐ その他 () ☐ 平屋 ☐ 2 階建て ☐ 3 階建 ☐ その他 ()	
改修内容 (改修の場合)			

注意 1 ☐ のところは、該当するものにレ印を付してください。

- 2 次項の書類を添付してください。ただし、土砂災害対策改修工事の場合に必要な添付書類は、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱に掲げる添付書類の写しとします。

添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 認可地縁団体による新築の場合は、登記事項証明書、登記簿謄本又は登記済の報告書等、登記を行ったことが確認できるものの写し
- (3) 集会施設の解体の場合は、建設リサイクル法に基づく届出を行ったことが確認できるものの写し
- (4) 太陽光発電システム・定置型リチウムイオン蓄電池システム設置の場合は、電気事業者との太陽光契約の締結に関する書面の写し（系列連携を開始した日が確認できるもの）
- (5) PCB 使用安定器が使われた照明器具の取替工事・保管を行った場合は、搬入荷姿登録申込書（総括表）の写し及び搬入荷姿登録調査票の写し
- (6) PCB 使用安定器の運搬・処分を行った場合は、JESCO 及び収集運搬業者からの産業廃棄物管理票の写し
- (7) 完成写真
 - ア 新築、建替新築又は増築のとき 外観3枚及び室内の部屋ごとに1枚
 - イ 改修・バリアフリー・解体のとき 工事か所ごとに1枚
 - ウ 太陽光発電システム・定置型リチウムイオン蓄電池システム設置のとき 設置した施設等の全景写真及び太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの設置状態が確認できる写真並びに蓄電池の設置状態が確認できる写真（設備本体及び本体に貼付されている型番と製造番号が確認できるもの）
 - エ 備品類 備品ごとに1枚（※自治区活動備品ラベルを貼り付けてから撮影し、かつ備品の数が確認できるもの）
 - オ PCB 使用安定器が使われた照明器具の取替工事・保管を行った場合は、工事か所ごとに1枚、取り外した PCB 使用安定器の数量が確認できるもの、保管用容器の全体が確認できるもの

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い： ）

（報告者）所 在 地 _____
自治区名 _____
自治区長名 _____

年度 自治区放送施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた自治
区放送施設整備事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

1 事業の効果

.....
.....

注意 1 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

- 2 次の書類を添付してください。
- （ 1 ）領収書の写し
 - （ 2 ）完了後の写真

2 収支決算書

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備 考
市 補 助 金	, 0 0 0	
自治区負担金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部

内 訳	金 額 (円・税込)	備 考
合 計		

3 事業報告

(1) 事業場所 _____ 地内

(2) 事業内容（該当するものに、レ印を付してください。）

新設	移設	増設	修理等	事 業 内 容
☐				放送施設の工事一式
☐	☐	☐	☐	放送送信設備 (放送卓、送信用アンテナ、非常用電源装置等)
☐	☐	☐	☐	スピーカー
☐	☐	☐	☐	配線
☐	☐	☐	☐	その他 ()

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い： ）

（申請者）所在地 _____
自治区名 _____
自治区長名 _____

年度 地域集会施設整備事業補助金概算払申請書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた
地域集会施設整備事業について、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条第 2 項の規定
により、下記のとおり概算払を申請します。

記

1 補助金の額等

補助金交付決定額	, 0 0 0 円
概算払済額	円
概算払申請額	円

2 申請の理由

☐ 工事施工業者への中間払いのため（自治区における資金繰りの理由）
☐ 工事完了を間近に控え、工事施工業者への工事費支払のため（自治区における資金繰りの理由）
☐ P C B 使用安定器の処理に必要な費用を支払うため

3 建前日又は全体工事完了予定日 ※ P C B 処理事業の場合は記入不要
年 月 日（ ☐ 建前日 ☐ 全体工事完了予定日 ）

- 注意 1 ☐ のところは、該当するものにレ印を付してください。
2 それぞれの場合に応じ、次頁の書類を添付してください。

添付書類

1 集会施設の新築又は建替新築の場合（2回まで）

（1）1回目のとき

（棟上げ（建前）が完了した時以降）

ア 進捗状況写真（棟上げの完了がわかるもの）

イ 工事施工業者の自治区宛請求書の写し

ウ 自治区から豊田市宛の請求書（豊田市様式）

（2）2回目のとき

（補助対象にかかる工事出来高が補助金額相当を上回った時以降）

ア 最新の外観写真

イ 未払い分の工事施工業者の自治区宛請求書の写し

ウ 中間払い時の領収書の写し

エ 自治区から豊田市宛の請求書（豊田市様式）

※概算払の申請に備品整備分を含める場合は、納入完了後写真及び請求書

2 P C B 使用安定器を処理する場合（2回まで）

（1）1回目及び2回目のとき

ア P C B 処理業者の自治区宛請求書の写し

イ 自治区から豊田市宛の請求書（豊田市様式）

3 上記1、2以外の場合（1回まで）

ア 最新の写真（補助事業の実施が確認できるもの）

イ 工事施工業者の自治区宛請求書の写し

ウ 自治区から豊田市宛の請求書（豊田市様式）

年 月 日

豊田市長 様
（取扱い： ）

（申請者）所 在 地 _____
自治区名 _____
自治区長名 _____

年度 自治区放送施設整備事業補助金概算払申請書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた自治区放送設備整備事業について豊田市補助金等交付規則第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払を申請します。

記

1 補助金の額等

補助金交付決定額	, 0 0 0 円
概算払申請額	円

2 申請の理由

.....
.....

3 事業完了予定日 年 月 日

注意 1 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

- 2 次の書類を添付してください。
- ア 最新の写真（補助事業の実施が確認できるもの）
 - イ 工事施工業者の自治区宛請求書の写し
 - ウ 自治区から豊田市宛の請求書（豊田市様式）

自治区名
自治区長名 様

年度 地域集会施設整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった 年度地域集会施設整備事業補助金について、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1 補助事業名 地域集会施設整備事業
- 2 補助金の額 金 , 0 0 0 円
- 3 変更の内容（※交付決定額から変更がある場合のみ）

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象事業費	円	円
補助金の額	円	円

自 治 区 名
自 治 区 長 名 様

年度 自治区放送施設整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった 年度自治区放送施設整備事業補助金について豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1 補助事業名 自治区放送施設整備事業
- 2 補助金の額 金 , 0 0 0 円
- 3 変更の内容（※交付決定額から変更がある場合のみ）

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象事業費	円	円
補 助 金 の 額	円	円